

新型コロナウイルス感染症に関連する保険料の免除

新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少し、国民年金保険料の納付が困難となった場合、臨時措置により国民年金保険料の免除を受けられる可能性があります。

●対象となる方

以下の2点をいずれも満たした方が対象になります。

- (1)令和2年2月以降に新型コロナウイルスの影響により収入が減少したこと。
- (2)所得が相当程度まで減少したこと。

令和2年2月以降の任意の月(収入が最も低い月など)における所得額を12か月分に換算し、見込の経費等を控除して当年中の所得見込額を算出し、その額が下記所得基準に該当する場合に申請できます。

《免除承認の所得基準》

それぞれの免除区分について、本人・配偶者・世帯主の所得(減少後の所得見込額(控除後所得))がいずれも以下の計算式で計算した金額以下であることが必要です。

- ・全額免除:(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
- ・3/4免除:78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ・半額免除:118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ・1/4免除:158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

●対象期間

令和2年2月分から6月分まで(7月分以降は、改めて申請が必要です)

●来庁の際お持ちいただくもの

- ・窓口に来られる方の本人確認書類
- ・認印
- ・委任状(別世帯の方が申請する場合)

※日本年金機構のホームページもご覧ください。

年金 コロナ 免除



●提出書類

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ②所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書)※所定の様式があります

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り郵送でのご提出にご協力いただいております。必要書類やご案内をお送りいたしますので、まずはお電話にてお問合せください。

○問合せ

- 熊谷年金事務所 048-522-5012
- 保険健康課 0495-77-2113
- 地域総務課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号

年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、事前にご予約をお願いします。
予約受付専用番号 0570-05-4890

新型コロナウイルス感染症

感染しないために気をつけること

新型コロナウイルス感染症については、5月末で緊急事態宣言が解除され、日常生活を見直していくよう国から「新しい生活様式」が提示されました。今後の感染予防のために、実践できるようにしていきましょう。

①一人一人の感染対策:感染防止の3つの基本

- 身体的距離の確保
- マスクの着用
- 手洗い



2m



- ・人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空ける
- ・遊びに行くなら屋内より屋外
- ・会話する際は可能な限り真正面を避ける
- ・家に帰ったらまず、手や顔を洗う
- ・手洗いは15~30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う

②日常生活を営む上で基本的生活様式

- ・こまめな手洗い、手指消毒
- ・咳エチケットの徹底
- ・こまめな換気
- ・3密の回避(密集、密接、密閉)
- ・毎朝の体温測定、健康チェック→発熱や風邪症状のある場合は無理せず自宅療養



暑くなる7月、マスクによる熱中症も予防しましょう

夏になって気温が上がると身体は汗をかいたり、呼吸により空気を体内に取り込み熱を発生し、体温調節を行います。しかし、マスクをしていると自分の呼吸によって温かい空気しか入ってこないため、呼吸で身体を冷やすことが難しく、体温を上昇させてしまいます。また、マスクによる加湿で口の渇きを感じにくくなるため、熱中症に気づくのが遅くなり、リスクが高まります。

基本的な熱中症対策はマスクの着用の有無によって変わりはありません。最も大切なのがこまめに水分を摂ることです。

●熱中症と新型コロナウイルス感染症予防のポイント

- ・こまめな水分補給
※経口補水液は人数分用意しましょう



- ・高温をさけるため換気
- ・睡眠をよくとる



- ・エアコンがきちんと効いているか点検する



- ・人込みを避けた散歩や室内での軽い運動を



感染予防のマスクも大事ですが、熱中症にならないよう注意しましょう！
人のいないところでは、マスクを外してマスク外の空気を吸いましょう！

